# 新しいタイプの商標の出願方法

# ~ 出願の際の注意事項及び様式~

【書類名】 商標登録願

(【整理番号】)

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】

### 【〇〇商標】

### 【商標の詳細な説明】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品(指定役務)】

【商標登録出願人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代表者】

① 又は識別ラベル

(【国籍】)

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【提出物件の目録】

【物件名】商標法第5条第4項の物件

商標の願書への記載は、出願する商標のタイプに合わせて、図又は写真により(※音商標の場合は文字又は五線譜等により)記載します。

出願する商標のタイプに合わせて、

【動き商標】、【ホログラム商標】、

【色彩のみからなる商標】、

【音商標】又は【位置商標】

と記載します。

商標登録を受けようとする商標を特定するように、商標の詳細な説明を記載します(※音商標の場合は、記載は任意です。)。

音商標については、商標法第5条第4項の物件として、その音をMP3形式で記録したCD-R又はDVD-Rを添付します。



※本説明資料は、新しいタイプの商標の出願方法のポイントをまとめた資料となります。

一般的な出願方法に関する説明、願書の様式等については「出願の手続(新しいタイプの商標に関する事項については、 4月1日に改訂版を公表予定です)」(http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syutugan\_tetuzuki.htm)、

電子出願に関する説明、願書の様式等については「電子出願ソフトサポートサイト(新しいタイプの商標に関する事項については、3月31日に改訂版を公表予定です)」( $\frac{http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/index.html</code>)をご覧ください。 ※施行日(出願受付開始)は、平成<math>2$ 7年4月1日です。それより前の出願は受け付けることができませんのでご注意ください。

# 1. 動き商標

### (1) 【商標登録を受けようとする商標】 (商標記載欄) の記載について

動き商標の商標記載欄への記載は、一又は異なる二以上の図又は写真によって、時間の経過に伴う商標の変化の状態が特定されるように記載します。

その際、商標記載欄には、その商標の変化(※1)の状態を特定するための指示線、符号 又は文字を記載することができます。この場合、その指示線、符号又は文字の記載によりど のように商標の変化の状態が特定されるのかを【商標の詳細な説明】の欄に記載します。 ※1 商標の変化には、時間の経過に伴い、文字や図形等が移動するものも含まれます。

### <u>(2) 商標のタイプの記載について</u>

動き商標を出願する場合には、出願の際の意思表示として、商標記載欄の下に【動き商標】と記載します。

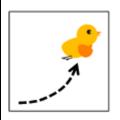
### (3) 商標の詳細な説明の記載について

動き商標を出願する場合には、商標のタイプの記載の下に【**商標の詳細な説明**】の欄を設けます。【**商標の詳細な説明**】の欄には、動き商標を構成する標章(文字、図形等)の説明と、時間経過に伴う標章の変化の状態(変化の順番、全体の所要時間等)についての具体的かつ明確な説明を記載します。

なお、商標記載欄に商標の変化の状態を特定するための指示線、符号又は文字を記載した場合には、その記載によりどのように商標の変化の状態が特定されるのかについても記載します。

(記載例1) 一つの図によって記載する場合 (標章が変化せず移動する例)

### 【商標登録を受けようとする商標】



### 【動き商標】

### 【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、時間の経過に伴う標章の変化の状態を示す動き商標である。鳥が、左下から破線の軌跡に従って、徐々に右上に移動する様子を表している。この動き商標は、全体として3秒間である。なお、図中の破線矢印は、鳥が移動する軌跡を表すための便宜的なものであり、商標を構成する要素ではない。

(記載例2) 異なる複数の図によって記載する場合

# 【商標登録を受けようとする商標】

### 【動き商標】

### 【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、時間の経過に伴う標章の変化の状態を示す5枚の図からなる動き商標である。なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。鳥が、図1から図5にかけて翼を羽ばたかせながら、徐々に右上に移動する様子を表している。この動き商標は、全体として3秒間である。

# 2. ホログラム商標

### (1) 【商標登録を受けようとする商標】(商標記載欄)の記載について

ホログラム商標の商標記載欄への記載は、一又は異なる二以上の図又は写真によって、ホログラフィーその他の方法による商標の変化の前後の状態が特定されるように記載します。

その際、商標記載欄には、その商標の変化(※1)の前後の状態を特定するための指示線、符号又は文字を記載することができます。この場合、その指示線、符号又は文字の記載によりどのように商標の変化の前後の状態が特定されるのかを【商標の詳細な説明】の欄に記載します。

※1 商標の変化には、ホログラフィーその他の方法により、文字や図形等が移動するものも含まれます。

### (2) 商標のタイプの記載について

ホログラム商標を出願する場合には、出願の際の意思表示として、商標記載欄の下に**【ホログラム商標】**と記載します。

### (3) 商標の詳細な説明の記載について

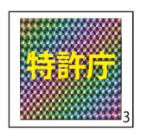
ホログラム商標を出願する場合には、商標のタイプの記載の下に【**商標の詳細な説明**】の 欄を設けます。【**商標の詳細な説明**】の欄には、ホログラム商標を構成する標章(文字、図 形等)の説明と、ホログラフィーその他の方法による視覚効果(立体的に描写される効果、 光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果など。)による 標章の変化の状態についての具体的かつ明確な説明を記載します。

なお、商標記載欄に商標の変化の前後の状態を特定するための指示線、符号又は文字を記載した場合には、その記載によりどのように商標の変化の前後の状態が特定されるのかについても記載します。

### (記載例)

### 【商標登録を受けようとする商標】





### 【ホログラム商標】

### 【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、見る角度により表示される内容が変わるホログラム商標である。なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。左側から見た場合には、図1に示すとおり、正面から見た場合には、図2に示すとおり、右側から見た場合には、図3に示すとおりである。

# 3. 色彩のみからなる商標

### (1) 【商標登録を受けようとする商標】 (商標記載欄) の記載について

色彩のみからなる商標の商標記載欄への記載は、以下の二つの方法があります。

- ① 商標登録を受けようとする色彩がなるべく全体にわたり表示された図又は写真によって 記載します。
- ②一又は異なる二以上の図又は写真によって、商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により、当該色彩及びそれを付する位置が特定されるように記載します。

その際、商標記載欄には、商標登録を受けようとする色彩及びそれを付する位置を特定するための線、点その他のものを記載することができます。この場合、その線、点その他のものの記載によりどのように当該色彩及びそれを付する位置が特定されるのかを【商標の詳細な説明】の欄に記載します。

### (2) 商標のタイプの記載について

色彩のみからなる商標を出願する場合には、出願の際の意思表示として、商標記載欄の下に**【色彩のみからなる商標**】と記載します。

### (3) 商標の詳細な説明の記載について

色彩のみからなる商標を出願する場合には、商標のタイプの記載の下に**【商標の詳細な説明**】の欄を設けます。**【商標の詳細な説明**】の欄には、色彩を特定するための色彩名、三原色(RGB)の配合率、色見本帳の番号、色彩の組合せ方(色彩を組み合わせた場合の各色の配置や割合等)等について記載します。また、色彩を付する位置を特定する場合には、色彩を付する商品等における位置(部位の名称等)についての具体的かつ明確な説明についても記載します。

なお、商標記載欄に色彩を付する位置を特定するための線、点その他のものを記載した場合には、その記載によりどのように当該色彩及びそれを付する位置が特定されるのかについても記載します。

### (記載例1) 単色のみによって記載する場合

【商標登録を受けようとする商標】



### 【色彩のみからなる商標】

### 【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、赤色(RGBの組合せ: R255, G0, B0)のみからなるものである。

### (記載例2) 色彩の組合せによって記載する場合

【商標登録を受けようとする商標】



### 【色彩のみからなる商標】

### 【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、赤色(RGBの組合せ:R255,G0,B0)、青色(RGBの組合せ:R0,G0,B255)、黄色(RGBの組合せ:R255,G255,B0)、緑色(RGBの組合せ:R255,G128,B0)であり、配色は、上から順に、赤色が商標の50パーセント、同じく青色25パーセント、黄色15パーセント、緑色10パーセントとなっている。

### (記載例3) 商品等における位置を特定する場合

### 【商標登録を受けようとする商標】



### 【色彩のみからなる商標】

### 【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、ゴルフクラブ用バッグのベルトの部分を赤色(RGBの組合せ:R255,G0,B0)とする構成からなる。なお、ゴルフクラブ用バッグの破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第28類】

【指定商品(指定役務)】ゴルフクラブ用バッグ

# 4. 音商標

### (1) 【商標登録を受けようとする商標】 (商標記載欄) の記載について

音商標の商標記載欄への記載は、文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせを用いて、 商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載します(※必要な場合には、 五線譜に加えて一線譜も用いて記載することができます。)。具体的には、次のとおりに記載します。

### ①五線譜を用いて記載する場合

音符、音部記号(ト音記号等)、テンポ(メトロノーム記号や速度標語)、拍子記号(4分の4拍子等)、言語的要素(歌詞等が含まれるとき)を必ず記載します。また、演奏楽器や声域等の音色をなるべく記載します。

なお、楽曲のタイトルや作曲者名など、音商標の構成要素ではないものについては記載することはできません。

### ②文字を用いて記載する場合

擬音語又は擬態語と組み合わせる等の方法により音の種類を特定して記載します。また、音の長さ(時間)、音の回数、音の順番、音の変化(音量の変化、音声の強弱、音のテンポの変化等)等についても記載します。

なお、記載する文字は、大きさ及び書体が同一の活字等(※大きさは原則として7ポイント以上)を用いることとし、横書きで記載します。

※オンライン手続で出願する場合、商標記載欄は、イメージデータで記録してください(文字データでの入力は不可)。

### (2) 商標のタイプの記載について

音商標を出願する場合には、出願の際の意思表示として、商標記載欄の下に【音商標】と記載します。

### (3) 商標の詳細な説明の記載について

商標の詳細な説明の記載は、音商標の場合には<u>任意</u>となります。したがって、音商標を出願する場合には、基本的には商標の詳細な説明の記載は必要ありません。

なお、商標の詳細な説明を記載する場合には、商標のタイプの記載の下に**【商標の詳細な** 説明】の欄を設けて、必要な事項を記載します。

### (4)物件について

音商標を出願する場合には、商標登録を受けようとする商標を記録した、以下の物件(光 ディスク)の提出が義務付けられています。

したがって、願書に**【提出物件の目録】**及びその下に**【物件名】**の欄を設けて、**【**物件名**】**の欄に「**商標法第5条第4項の物件 1**」と記載します。

<光ディスクの提出に関する注意事項>

- ①光ディスクの媒体は、「CD-R」又は「DVD-R」。
- ②光ディスクに記録されるファイルは、MP3。
- ③光ディスクに記録されるファイルのサイズは5メガバイト以下。
- ④1つの光ディスクには、1出願分の1つのファイルのみ記録。
- ⑤ファイル名は、出願番号の数字(国際商標登録出願(マドプロ出願)の場合には、国際登録番号の数字及びローマ字)を用いて「○○○○○○○○○○MP3」と記載(例えば、出願番号が商願 2015—123456 の場合は「2015123456.MP3」)。

なお、出願番号の通知がされていない場合には、出願人の氏名又は名称及び必要に応じて その出願の願書に記載した整理番号を用いて記載(出願人の氏名又は名称を用いる場合は 「商標太郎.MP3」)。

- ⑥光ディスクのラベル面(記録面と反対側の面)に以下の1)~3)を記載。
- 1) 「商標法第5条第4項の物件」
- 2) 「事件の表示」
  - 出願番号

出願番号の通知がされていない場合には「平成〇年〇月〇日提出の商標登録願」及び整理番号

- ・国際商標登録出願の場合には「国際登録第〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇号」
- ・手続補正書により光ディスクを提出する場合には、出願番号等に加え、「平成〇年〇月 〇日付け補正書」のように記載。
- 3) 「出願人の氏名又は名称」 (ラベル面の記載例)



※光ディスクのフォーマットに関する詳細は、以下のサイトを御覧ください。

●音商標の出願における音声ファイルのファイル形式等について

### ※音商標をオンライン手続で出願する場合について

音商標をオンライン手続で出願する場合には、商標登録願のみオンラインで提出し、オンライン手続をした日から3日以内に、商標登録を受けようとする商標を記録した光ディスクを添付した「手続補足書」を書面で提出してください。

商標登録願の【提出物件の目録】は、以下のように記載します。

# 【書類名】 商標登録願 ・ ・ (略) ・ ・ 【提出物件の目録】 【物件名】商標法第5条第4項の物件 1 【提出物件の特記事項】手続補足書により提出します。

また、商標登録を受けようとする商標を記録した光ディスクを添付した「手続補足書」を 提出する際は、以下のとおり記載します。

# 【書類名】 手続補足書 ・ (略) ・

【補足対象書類名】 商標登録願

【補足の内容】 商標法第5条第4項の物件を補足します。

【提出物件の目録】

【物件名】 商標法第5条第4項の物件 1

### (記載例1) 五線譜により記載する場合

### 【商標登録を受けようとする商標】



### 【音商標】

•

(略)

•

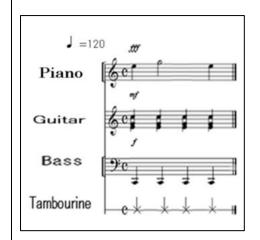
【提出物件の目録】

【物件名】商標法第5条第4項の物件 1

10

### (記載例2) 五線譜と一線譜により記載する場合

### 【商標登録を受けようとする商標】



### 【音商標】

•

•

(略)

•

### 【提出物件の目録】

【物件名】商標法第5条第4項の物件 1

### (記載例3) 文字により記載する場合

※オンライン手続で出願する場合、商標記載欄は、イメージデータで記録してください(文字データでの入力は不可)。なお、記載する文字は、大きさ及び書体が同一の活字等(※大きさは原則として7ポイント以上)を用いることとし、横書きで記載してください。

### 【商標登録を受けようとする商標】

本商標は、「パンパン」と 2 回手をたたく音が聞こえた 後に、「ニャオ」という猫の 鳴き声が聞こえる構成とな っており、全体で 3 秒間の長 さである。

### 【音商標】

•

(略)

•

【提出物件の目録】

【物件名】商標法第5条第4項の物件 1

# 5. 位置商標

### (1) 【商標登録を受けようとする商標】 (商標記載欄) の記載について

位置商標の商標記載欄への記載は、一又は異なる二以上の図又は写真によって、商標登録を受けようとする商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により、標章及びそれを付する位置が特定されるように記載します。

その際、商標記載欄には、商標登録を受けようとする商標に係る標章及びそれを付する位置を特定するための線、点その他のものを記載することができます。この場合、その線、点その他のものの記載によりどのように当該標章及びそれを付する位置が特定されるのかを 【商標の詳細な説明】の欄に記載します。

### (2) 商標のタイプの記載について

位置商標を出願する場合には、出願の際の意思表示として、商標記載欄の下に【位置商標】と記載します。

### (3) 商標の詳細な説明の記載について

位置商標を出願する場合には、商標のタイプの記載の下に【**商標の詳細な説明**】の欄を設けます。【**商標の詳細な説明**】の欄には、位置商標を構成する標章(文字、図形等)の説明と、この標章を付する商品等における位置(部位の名称等)についての具体的かつ明確な説明を記載します。

なお、商標記載欄に商標登録を受けようとする商標に係る標章及びそれを付する位置を特定するための線、点その他のものを記載した場合には、その記載によりどのように標章及びそれを付する位置が特定されるのかについても記載します。

### (記載例1)

【商標登録を受けようとする商標】



### 【位置商標】

### 【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の中央部分の周縁に付された図形からなる。なお、包丁の刃及び柄の部分の破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

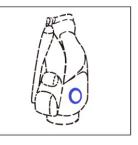
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

### 【第8類】

【指定商品(指定役務)】包丁

### (記載例2)

### 【商標登録を受けようとする商標】



### 【位置商標】

### 【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、ゴルフクラブ用バッグの側面下部に付された図形からなる。なお、ゴルフクラブ用バッグの破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

### 【第28類】

【指定商品(指定役務)】ゴルフクラブ用バッグ